

## 交渉の議事要旨

(開催日時)

平成23年6月29日(水) 13:30~13:59(29分)

(開催場所)

室蘭開発建設部2階会議室

(出席者)

当局側(室蘭開発建設部)

坂田 尚樹(室蘭開発建設部次長)、本田 裕一(総務課長)

外村 安弘(総務課長補佐)

職員団体側(全北海道開発局労働組合婦人部室蘭支部)

市戸 麻美子(部長)、森田 真代(副部長)、山内 富美子(書記長)、

鈴木 利恵子(執行委員)、斎藤 由香(執行委員)

(議題)

1 当部女性職員の健康管理について

2 当部女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた2点について回答(別紙のとおり)。

(交渉概要)

【議題1:当部女性職員の健康管理について】

○ 職員団体側から

- ・ VDT管理指針の徹底を求める。特に、妊娠婦については、人事院規則10-7第6条第1項に基づく請求をした場合の作業時間の短縮、作業禁止の措置を講ずることになっており、妊娠婦が遠慮することなく請求することができるような職場環境づくりに努力してもらいたい。
- ・ 平成22年度においては、健康管理計画の策定が遅れ、健康診断の実施時期がなかなか示されず、不安を感じる職員もいた。健康管理計画及び健康診断の実施時期について、早期に示すよう求める。婦人科健診については、年度によって受診時期が異なり、前回の受診から1年以上経過して受診するといったことがないよう、また、今後も希望する職員が、毎年受診できるよう配慮してもらいたい。
- ・ 事務所等における喫煙室の設置状況について聞きたい。また、事務室内で喫煙をすることがないよう、職員の喫煙マナーについて、厳守するよう指導を求める。

○ 当局側から

- ・ VDT作業管理指針については、今後とも引き続き諸会議等の場において、職場の管理者に対する周知徹底を図り、職員に対しても広報誌や電子掲示板等を利用して周知を更に図っていく考えであり、併せてVDT作業に係る健康安全知識の普及・啓発に努めていく。また、妊娠婦のVDT作業については、業務軽減の請求があれば必要に応じて作業時間の短縮、又は禁止の措置を講ずるよう指導しているところであり、職員に対しても電子掲示板等を利用して周知と意識の啓発を更に図っていく考えである。

- ・ 室蘭開発建設部健康管理計画については、引き続き可能な限り、早期に策定、職員へ説明するよう努めていきたい。乳がん・子宮がん検査については、できるだけ同一時期に実施できるよう調整しているところであるが、医療機関の受け入れ可能日や受け入れ可能人数の都合などにより、やむを得ず異なる時期となる場合がある。今後とも、できるだけ同一時期に受診できるよう配慮したい。
- ・ 喫煙室については、すべての事務所等において喫煙室を設置している。また、事務室内で喫煙をしている職員がいるという事実は承知していないが、引き続き喫煙マナーを厳守するよう、職員への指導の徹底を図っていきたい。

【議題2：当部女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について】

○ 職員団体側から

- ・ 各種両立支援制度について、特に制度が改正された場合には、メールやリーフレットの配付だけでなく、課所長が内容を十分に理解した上で、所属職員へ口頭で説明する等、しっかりと周知してもらいたい。
- ・ 安心して産前産後休暇や育児休業を取得するためには、代替職員の確保が重要である。育児休業等が取得しやすい職場環境の整備の一環として、当局としてしっかりと対応してもらいたい。

○ 当局側から

- ・ 各種両立支援制度について、これまででも電子掲示板や電子メール等を通じて職員に周知を図ってきたところであるが、職員から本人又は配偶者が妊娠中であることの申出があった場合においては、その職員に対して両立支援制度の利用促進に資する情報提供を行うよう、引き続き管理者への指導を徹底していきたい。
- ・ 両立支援制度を取得しやすい職場環境の整備については、これまでも努力しているところであり、業務の遂行方法の変更等の必要な措置を講ずるなど、引き続き管理者を指導していきたい。

※文責は室蘭開発建設部当局（今後修正等があり得る。）

## 交渉議題に係る回答メモ

平成23年6月29日

### (1) 当部女性職員の健康安全管理について

健康・安全管理は、職員が勤務する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、各種の健康診断及び保健安全教育の実施、執務環境の点検整備などを推進し、職員の健康の保持増進及び安全管理の徹底を図っているところである。

なお、健康管理計画の作成など、健康管理及び安全管理に関しては、「意見箱」及びメールボックスのほか、課内会議や職場内ミーティング等の場を活用するなど、広く職員の意見を聴いた上で、必要な措置を講じていく考えである。

### (2) 当部女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について

育児休業を始めとする各種両立支援制度については、これまで電子掲示板や電子メール、リーフレット配付等を通じて職員に周知を図ってきたところであり、引き続き意識啓発を含め周知に努めていきたいと考えている。

職員から本人又は配偶者が妊娠中であることの申出があった場合には、その職員に対して両立支援制度の利用促進に資する情報提供を行っていくなど育児を行う職員が希望する制度を請求しやすい環境となるよう、管理者への指導を徹底していきたいと考えている。

また、会議等の機会を通じ、管理者に対し両立支援の必要性や制度の概要等について周知・徹底を図るなど、引き続き両立を支援する環境の整備に努めていきたいと考えている。

# 全開発婦人部 2011年春闘統一要求書

室蘭開発建設部長 高橋 総一 殿

2011年6月29日

全開発労働組合婦人部室蘭支部  
婦人部長 市戸 麻美子



## 一、行政改革は行わないこと。

- 2 1 これ以上の組織の統廃合及び定員削減は行わないこと。
- 2 民主的な公務員制度改革の実現をはかること。

## 二、健康で文化的な生活を営むための最低限度の保障をすること。

- 1 義務教育にかかる父母負担をなくするとともに、すべての教育にかかる公費負担を増やすこと。
- 2 児童手当に替わる措置を、確実に実行すること。
- 3 出産にかかる費用の一切を国費負担とすること。当面、出産費を増額し、育児手当を支給すること。
- 4 公立の産休あけ保育所、および学童保育所を設置し、その内容の充実（国の基準を上げる）をはかること。
- 5 社会保障制度の改悪を行わず、内容の充実をはかること。特に次の改善を早急に行うこと。  
①介護保険法 ②医療保険制度 ③公的年金制度

## 三、勤務条件を改善し、意欲的に働く職場にすること。

- 1 業務量に見合った要員を確保すること。
- 2 1 産休代替を確保すること。
- 2 職務職階給の賃金体系を改め、通し号俸とすること。当面、準職員の三級昇格年齢引き下げを早期に実現すること。
- 4 配偶者の転勤にあたつては、希望する場合は夫婦ともに転勤できるように考慮すること。
- 5 人事については民主的・公平・公正に行い、特に部内昇任を拡大すること。また、採用、配置、昇任など、職場における男女差別をなくすること。
- 6 準職員を定員化し、勤務条件を改善すること。
- 7 VDT作業にあたつては、指針を徹底させるとともに、勤務条件を改悪させないこと。
- 8 希望者を全員宿舎・独身寮に入れること。また改善の必要がある場合には早急に行うこと。

## 四、労働基準法、人事院規則を改正し、母性保護、権利を拡大すること。

- 1 男女がともに家庭責任を担える勤務条件を確保するとともに、実効ある男女共通規制を行うこと。
- 2 生理休暇を特別休暇とすること。
- 3 休暇を新設し、制度を改善すること。  
新設 ①遠隔地通院休暇 ②妊娠障害休暇 ③更年期障害休暇

- 改善 ①配偶者の産後休暇を二週間 ②産前休暇を八週間 ③多胎出産の産後休暇を一〇週間 ④結婚休暇 ⑤忌引休暇 ⑥追悼のための休暇 ⑦子どもの健診・予防接種時の休暇
- 4 育児休業制度、介護休暇制度及び看護休暇制度の内容の充実をはかること。
- 5 保育時間を一日二回それぞれ一時間とし、このための交通に要する時間も認めること。
- 6 すべての検診を全員が受診できるようにするとともに、内容の充実をはかること。

## 五、職場要求は誠意をもつて解決すること。

# 全開発婦人部室蘭支部二〇一一年春闘職場要求書

1 産前休暇・産後休暇・育児休業の申し出があつた場合は、該当職場で十分な話し合いがされるよう課所長に周知・指導すること。  
また、必要な代替要員を配置し職員の心身の負担を軽減すること。

2 健康安全管理計画で、健診実施時期を早期に示すとともに、希望者については全員受診させること。

3 事務所等を含め、全庁舎に「分煙効果判定の基準」に対応した喫煙室を設置すること。  
また、分煙対策の周知徹底を図ること。

以上  
以

二〇一一年六月二九日

北海道開発局 室蘭開発建設部

部長 高橋 総一 殿

全北海道開発局労働組合

婦人部室蘭支部

(全開発 労働組合 婦人部 室蘭支部)  
部長 市戸 麻美子

